

○経済産業省告示第四十七号

輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くもの（平成十二年通商産業省告示第七百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令（以下「令」という。）別表第五第十二号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから</p>	<p>輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除</p>

経済産業大臣が告示で除くものは、次のいずれかに該当する貨物とする。

- 一 令別表第二の二〇、二一、二一の二、二五、三五及び三五の二のそれぞれの項の中欄に掲げる貨物であつてそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの

二 「略」

- 三 令別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの
(第一号に掲げる貨物を除く。)

- 四 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州

くものは、次のいずれかに該当する貨物とする。

- 一 輸出貿易管理令別表第二の二〇、二一、二一の二、二五、三五及び三五の二のそれぞれの項の中欄に掲げる貨物であつてそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの

二 「略」

「新設」

「新設」

<p>及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和四年経済産業省告示第四十五号）で定める区域を仕向地とする貨物（第一号に掲げる貨物を除く。）。</p> <p>五 ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物（令第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。） （第一号に掲げる貨物を除く。）</p> <p>六・七 「略」</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>「新設」</p> <p>三・四 「略」</p>
--	----------------------------

附 則

この告示は、令和四年三月十八日から施行する。